



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

「成年後見」「民事信託」 何が違うの？

皆さんにとってなじみの薄い民事信託について理解を深めていただくため、今回は「第三者による財産管理」という観点から、成年後見制度との比較をしてみましょう。

端的な違いは、成年後見制度の主な目的が「**本人のために財産を守る**」ことに対し、民事信託では「**大切なご家族のために活用する**」ことが目的に加わることです。

裏面のイメージ図に基づき、もう少し詳しくご説明しましょう。

加齢の影響で判断能力が低下し、アパート管理が困難となった親御さん(A)が成年後見制度を利

用した場合、家庭裁判所から成年後見人に選任された第三者(B)による財産管理により「**親御さんご自身の財産を守る**」ことができます。

但し、賃料収入を障害のあるお子さん(C)の生活費に充てることは、成年後見人としては制約を受けます。なぜなら、親御さんからみれば財産の散逸と評価されるからです。仮に、成年後見人が選任される以前から同様のお金の動きがあったとしても、現在の成年後見制度では認められにくいのが実情です。

一方「**大切なご家族のために活用する**」ことも

目的としている民事信託では、それも可能です。

親御さんは、ご自身が選んだ信頼できる第三者に対し、お子さんの生活支援のために財産管理を託すことにより、賃料収入の一部をお子さんの生活費に充てることも当然に可能となるのです。

もっとも、民事信託を利用するには、親御さんに十分な判断能力が備わっている必要がありますので、早め早めの準備が必要となる点にご注意ください。

「**財産を守る**」成年後見制度に対し、「**守って活用する**」のが民事信託とイメージして下さい！

「民事信託」のイロハ(2)～登場人物【その1】

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。2回目の今回は登場人物についてご紹介します。裏面のイメージ図もご参照ください。

+++++
前回このコーナーで、民事信託とは、①ご自身の財産を、②「家族の誰かのために」「使い方を指定して」、③第三者に管理を委託する仕組みとご説明しました。

①は裏面の図では「お父さん」「お母さん」を指し、信託では**委託者**とよびます(A)。

委託者は、ご自身の財産の管理や処分を③にお任せします。裏面の図の

「第三者」で、信託では**受託者**とよびます(B)。

大切な財産の管理や処分をお任せすることになるため、受託者になる方は、委託者にとって非常に信頼の高い方であるのが通常です。このため、親族の中でも委託者の考え方や想いをよく理解している近しい関係の方にお願いするのが通常ですが、法律や金銭管理の専門家が選任されるケースも散見されます。

前回もご説明したように、受託者は、委託者から託された財産を「信託の目的」に沿って管理し処分します。②の「家族の誰かのため」は、信託の目的の重要なひとつの要素でしたね。委託者が

信託という制度を利用して守りたいと考える②を信託では**受益者**とよび、裏面の図では「障害をお持ちのお子さん」に当たります(C)。

いわば信託は、受益者の将来のために委託者の財産を受託者に託し、受託者は委託者の想いの実現に向けて託された財産を活用する仕組み、と説明できるのです。

なお、裏面の図の「専門家」は、受託者を監督する**信託監督人**、受益者の利益を守る**受益者代理人**など、信託の信頼性を高める目的で、委託者の必要に応じて設置される任意の登場人物とご理解ください。この点は、次号でご説明します。

「親亡き後」への民事信託の活用イメージ

Q1. 何か対策が必要なのですか？

→障がいをお持ちのお子さんが、親御さんの財産を相続したとしても、適切な財産管理ができず、長期にわたり安定した生活を送ることに支障が生じるおそれもあります。このため、法的な対策が不可欠です。

Q2. どんな対策が有効なのですか？

→成年後見制度の活用が考えられますが、それだけでは全てのご希望には対応できません。民事信託という制度を活用することで、さらに効果的な対策を講じることができます。

Q3. 「民事信託」って？



ホームページ開設しました！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

読者の皆さんは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃるかと思います。皆さんが携わっている方々の中で、財産の管理や有効な活用方法について不安や悩みを抱えている方がいらっしゃいましたら、ぜひ「叶う(かなう)」のホームページをご紹介ください！

民事信託の仕組み、実際の活用例などをよりわかりやすくご説明するほか、メンバーの紹介や活動報告など、紙面ではお伝えできない情報が盛りだくさんです。また「お問い合わせ」フォームにより寄せられたご相談には「叶う」所属の司法書士が直接ご対応いたします。

私たちの『想い』をご覧になり、皆さんの『想い』をお届け下さい。その『想い』、叶えます。

<http://hyakunen-juku.sakura.ne.jp/trust/>



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。